

5 い管第71号
令和6年3月18日

入札参加者様

土木課長
管財契約課長

法定福利費を明示した工事費内訳書について

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。令和元年10月18日一部変更。）」では、地方公共団体の長等は、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。

さらに、建設業における担い手の育成及び確保には、法定福利費の適切な支払のための取組の強化が求められていることから、下記のとおり、建設工事の競争入札時に提出する工事費内訳書に法定福利費を明示することとしましたので通知します。

記

1 工事費内訳書への法定福利費の明示について

令和6年4月1日以降に入札を実施する全ての建設工事において、工事費内訳書（様式1）に法定福利費を明示する。

2 法定福利費の確認方法

契約担当者は、受注者から提出された工事費内訳書に明示された法定福利費について、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下「法定福利費概算額」という。）と比較し、適切に計上されていることを確認する。

「法定福利費概算額」＝予定価格×法定福利費の割合

なお、法定福利費は、入札結果に影響しない。

そのため、法定福利費の確認は速やかに行うこととし、落札決定後となつても支障はないものとする。

3 法定福利費が著しく低い金額である場合の確認

法定福利費額が、2により算出した「法定福利費概算額」の2分の1未満

である場合は、受注者に対して算定根拠の確認を指示し、法定福利費確認届（様式2）の提出を求めること。

4 適用期日

令和6年4月1日以降実施する建設工事の入札で提出する工事費内訳書から適用する。

(様式1)
様式第3号（第6条の2関係）

年　月　日

いの町長　　様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

工　事　費　内　訳　書

| | |
|---------|--|
| 工　事　番　号 | |
| 工　事　名 | |

| 工種等 | 金額(円) |
|---------------|-------|
| 林道施設災害復旧 | |
| 土工 | |
| 擁壁工 | |
| | |
| 直接工事費 | |
| 共通仮設費 | |
| 現場管理費 | |
| 一般管理費等 | |
| 工事価格 | |
| 工事価格のうちの法定福利費 | |

- 備考 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。
2 見積額はすべて税抜きであり、合計は入札金額と一致すること。
3 工種等は、設計書に掲げる各工種に対応するものとし、その金額を表示すること。
4 法定福利費とは、工事価格のうち現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定事業主負担額。

(様式2)

法定福利費確認届

| | |
|------|--|
| 工事番号 | |
| 工事名 | |
| 事業者名 | |

令和 年 月 日付けで提出しました工事費内訳書に記載した法定福利費について、算出根

拠の確認を行った結果については下のとおりです。

誤りがありました。正しい法定福利費は、 円です。

※法定福利費を変更した場合でも、入札額を変更することはできません。

誤りはありませんでした。

法定福利費が著しく低い金額である理由は以下のとおりです。

| |
|--|
| |
|--|

※法定福利費の確認方法

国土交通省のホームページを参考に確認を行ってください。

| | |
|---------------------------|---|
| 建設業における社会保険加入対策について | https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html |
| 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版） | http://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf |